KOBE UNIVERSITY SPORTS FIELD使用内規

令和８年４月１日
施 設 部 長 制 定

（趣旨）

第１条　KOBE UNIVERSITY SPORTS FIELD(以下「本施設」という。)は、国立大学法人神戸大学(以下「本学」という。)とミズノスポーツサービス株式会社(以下「ミズノスポーツサービス」という。)が協力し合い、「国立大学法人神戸大学多目的スポーツ施設整備及び維持管理運営業務」に関する令和５年３月17日付け企画提案書に基づきタイムシェアでの運営を行うものであり、この内規は、本学の使用時間における使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができるものとする。

(1)　本学における研究、教育等

(2)　本学における課外活動

(3)　本学における福利厚生

(4)　地域貢献の見地から健康増進のために使用する場合

(5)　その他本施設の管理責任者が適当と認めた場合

（管理責任者）

第３条　本施設の管理責任者(以下「管理者」という。)は、施設部資産活用戦略課長とする。

（使用者の範囲）

第４条　本施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　本学学生

(2)　本学教職員

(3)　その他管理者が適当と認めた者

2　第２条第１項第４号及び前項第３号により管理者が適当と認めた場合は、神戸大学施設使用規程に基づきその本来の用途又は目的を妨げない範囲で本施設を使用させることができるものとする。なお、その場合の使用料は第11条に定めるものとする。

（使用時間）

第５条　本施設の使用時間は、平日午前９時から午後４時まで、土曜日午後１時から午後６時まで(1面)、日曜日・祝日午後１時から午後９時まで(1面)及び午後３時から午後９時まで(1面)とする。

（休館日）

第６条　本施設の休館日は、12月29日から翌年１月３日までの日とする。

2　前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めた場合は、臨時に休館又は開館することがある。

（登録の申請）

第７条　本施設を使用しようとするときは、事前に施設予約登録申請書(別紙様式)を管理者に提出するものとする。

（登録の許可）

第８条　管理者は、前条の申請を審査し適当と認めた場合は、登録許可に必要な条件を付して、許可するものとする。

（申請内容の変更）

第9条　使用者は、使用期間前又は使用期間中に次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに管理者に届けなければならない。

(1)　申請に係る使用を中止するとき。

(2)　許可を得た申請書の記載事項に変更があったとき。

（登録許可の取消し）

第10条　使用者が、この内規若しくはこの内規に基づく定めに違反した場合、その他本施設の運営に重大な支障を生ぜしめた場合には、管理者は、登録の許可を取り消し又は一定期間本施設の使用を停止させることができる。

（使用料等）

第11条　本施設の使用料は、次の表のとおりとする。

区　分		使用料
平　日 午前9時～午前12時	本学学生・教職員	―――――
	その他管理者が適当と認めた者	5,000円／1時間／1面あたり
平　日 午前12時～午後4時	本学学生・教職員	―――――
	その他管理者が適当と認めた者	6,000円／1時間／1面あたり
土曜日	本学学生・教職員	―――――
	その他管理者が適当と認めた者	10,000円／1時間／1面あたり
日曜日 祝　日	本学学生・教職員	―――――
	その他管理者が適当と認めた者	10,000円／1時間／1面あたり

2　前項の使用料は光熱水料を含むものとし、消費税は含まないものとする。

3　1時間未満の端数は、これを1時間として取り扱うものとする。

（遵守事項）

第12条　使用者は、この内規を遵守するほか本施設の使用に際しては、管理者の指示に従わなければならない。

（損害の弁償）

第13条　使用者は、故意又は重大な過失により、本施設の設備又は物品を滅失し又は損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。

（事故等の補償）

第14条　使用者の責に帰すべき事由による事故等の補償はしない。

（事務）

第15条　本施設の使用に関する事務手続きは、施設部資産活用戦略課において行う。

（雑則）

第16条　この内規に定めるもののほか、本施設の使用に関し必要な事項は別に定める。

附　則

1.この内規は、令和8年4月1日から施行する。

2.「KOBE UNIVERSITY SPORTS FIELD使用内規(令和6年3月22日制定)」は、令和8年3月31日で廃止する。